

会議に付した事件は次のとおりである。

- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度月形町一般会計補正予算第9号）
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第39号 令和8年度月形町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 令和8年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 令和8年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 令和8年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 月形町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 月形町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第46号 財産の取得について
- 同意案2号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案3号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案4号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案5号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案6号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案7号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案8号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案9号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案10号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案11号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案12号 月形町農業委員会委員の任命について
- 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度月形町一般会計）
- 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 意見案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書の提出について

意見案第 3 号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書の提出について

会議案第 4 号 議員派遣について

- 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は 8 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和 8 年第 2 回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前 10 時 00 分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分開議)

議事日程第 1 号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程 1 番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会期中における会議録署名議員の指名は、会議規則第 12 条の規定により、議長において

金子 廣 司 議員

西山 富 夫 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程 2 番 会期の決定

- 議長 大釜 登 日程 2 番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から、去る 5 月 22 日開催の議会運営委員会での、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。

- 議長 大釜 登 議会運営委員会 松田順一委員長報告を願います。

- 議員 松田 順一 議長の許可を頂きましたので、第 2 回定例会の運営について、去る 5 月 22 日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般議案 8 件、承認 2 件、同意案 11 件、報告 2 件の合わせて 23 件であり、また、議会から意見案 2 件、会議案 1 件の提案を予定しております。一般質問についてであります。5 月 21 日の通告期限までに通告がありませんでした。以上のことから、本定例会の会期については、本日 1 日としたところであります。

最後に、本定例会における議員の質疑及び町側の答弁について、簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力を頂きますようお願い申し上げ、

議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 大釜 登 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。
お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、会期については、本日1日とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- 議長 大釜 登 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告、例月出納検査結果報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧ください。
- 議長 大釜 登 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 大釜 登 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧ください。
- 議長 大釜 登 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度月形町一般会計補正予算第9号）

- 議長 大釜 登 日程5番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度月形町一般会計補正予算第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書3ページをお開きください。ただいま議題となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

承認第2号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日に専決処分したものであり、令和7年度月形町一般会計補正予算第9号を定めたものであります。補正予算の要旨ですが、令和7年度末を迎え、例年同様、決算見

込みの精査を行っての予算の最終整理をさせていただいたものでございます。補正予算の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億183万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億47万円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは事項別に説明をいたします。30ページをお開きください。初めに歳出でございます。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費、補正額699万3,000円の増額、説明欄でございますが、ふるさと納税推進事業、1,264万7,000円の増額でございます。ふるさと納税の寄附金、それからふるさと納税の支援業務、ふるさと納税の基金の積立金、寄附額に見合った記念品額としておりますが、米などの定期配送などの寄附がございまして、このふるさと納税の納付金の記念品としては、1億7,667万4,000円のマイナスとなっておりますが、令和7年度のふるさと納税の寄附のうち、翌年度の執行分が増えたことによって、減額ということになってございます。ふるさと納税支援業務5,199万9,000円の減額についても同じでございます。ふるさと納税の基金の積立金は2億4,132万円の増額となっております。それから地域公共交通対策事業といたしまして、日常生活機能対策乗合バス事業の補助金額の確定によりまして、町の持ち出し分565万4,000円を減額とするものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額655万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、34ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額236万6,000円の減額、説明欄でございますが、農産物加工施設設備等更新事業といたしまして、236万6,000円の減額でございますが、修繕料が45万2,000円の減額。備品購入費が191万4,000円の減額として、事業費の確定による減額でございます。

続きまして36ページをお開きください。8款 土木費 2項 道路橋梁費 4目 除雪対策費、補正額3,124万6,000円の減額、説明欄でございますが、除雪対策経費3,124万6,000円の減額でございます。修繕料が579万7,000円の減額、町道及び公共施設除排雪業務2,544万9,000円の減額でございますが、この少

雪によりまして、主に出動回数が減ったことによる減額でございます。

続きまして、38ページをお開きください。9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額1億3,500万円の増額、説明欄でございますが、防災対策経費といたしまして、北海道市町村備荒資金組合への負担金とするものでございます。備荒資金組合の超過納付金として、将来の防災資機材の整備に有利であることから、今回積立てをするものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。歳入です。2款 地方譲与税 1項 地方揮発油譲与税 1目 地方揮発油譲与税、補正額116万8,000円の増額でございます。

続きまして、16ページをお開きください。3款 利子割交付金 1項 利子割交付金 1目 利子割交付金、補正額47万4,000円の増額でございます。

続きまして、18ページをお開きください。6款 法人事業税交付金 1項 法人事業税交付金 1目 法人事業税交付金、補正額253万4,000円の増額でございます。

続きまして、20ページをお開きください。7款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金 1目 地方消費税交付金、補正額1,400万3,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをお開きください。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額7,015万5,000円の増額でございます。

続きまして、24ページをお開きください。15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金、補正額574万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、26ページをお開きください。17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、補正額1,245万6,000円の増額、説明欄のとおり、ふるさと納税額の確定による増額でございます。

続きまして、28ページをお開きください。21款 町債 1項 町債 4目 農林水産業債、補正額250万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

6目 土木債、補正額220万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをお開きください。補正予算の第2条、地方債の補正でございます。第2表のとおり、1件の変更、1件の廃止でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 39ページ、9款 1項 2目 防災費の北海道市町村備荒資金組合への負担金ということですが、備荒資金の積立ての総額はいくらになったのかを教えてくださいませんか。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 鈴木 暢 1億3,500万円を追加させていただいた総額が、現在7億1,128万5,640円となります。以上でございます。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 分かりました。続いて23ページ、10款 1項 1目 地方交付税の特別交付税のところですが、こちらは増額して入ってきたということですが、内容が分かりましたら教えてください。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 鈴木 暢 詳細の資料については持ち合わせてございませんが、地域おこし協力隊や除雪の関係など、国・道の総額が決まりまして、その配分として月形町に配分された額の確定による総額となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 分かりました。以上です。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 31ページなのですが、地域公共交通対策事業のところで、3月の補正でもお聞きしたと思いますが、3月にも529万円の減額があつて、岩月線が当初の見込みより増えそうだという理由だったのですが、今回また560万円の減額で、予算が3,890万円ぐらいのところ、1,000万円を超える減額があつたということで、お聞きしたいのですが、今回の減額の理由はどのように捉えたらいいのでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 今回の減額補正につきましては、岩見沢月形線の路線の補助分が、自治体負担分が不要となったことで、減額補正をしております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

- 議員 我妻 耕 もう少し教えていただきたい。この不要になった理由というのは何でしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 この路線バスにつきましては、全体運行経費、そして国庫補助の該当になっておりますので、国庫補助が入ったもの、そしてさらに料金収入がありまして、収入をもって路線運行経費が賄えたということで、関係自治体からの赤字補填分が今回不要となったということです。全体としては、利用者の増加、また、国庫補助金、料金収入で運行が今回完結できたというところで、自治体負担が必要がなくなったので、本町分の減額補正をしているところでございます。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 それでは、3月と同じように思ったよりも収入が多かったというように理解していいということでしょうか。
- 企画振興課長 竹内 晶 よろしいです。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
お諮りします。承認第2号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程6番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）

- 議長 大釜 登 日程6番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一
議案書41ページをお開きください。ただいま議題となりました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第3号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のと

おり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものでございます。

43ページをお開きください。専決処分書であります。月形町税条例の一部を改正する条例の制定について、令和8年3月31日に専決処分をしたものでございます。改正の理由についてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、月形町税条例について所要の改正を行うものであります。主な改正内容について説明をいたします。

初めに、個人住民税であります。公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出対象者及び記載事項を整理するとともに、給与所得者の扶養親族等申告書についても、関係規定の整理を行うものであります。また、寄附金税額控除に係る引用条項の整理、住宅借入金等特別税、税額控除の適用期間、期限の延長、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長、優良住宅地等のための長期譲渡所得に係る課税特例の見直し、特定暗号資産に係る分離課税規定の新設などを行うものであります。

次に固定資産関係でございます。固定資産税の免税点について、価格を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものであります。このほか、地方税法等の改正に伴い、わがまち特例に係る割合及び引用条項の整理、令和6年能登半島地震に係る固定資産税特例の申告規定の追加などを行うものであります。

次に、軽自動車関係でございます。軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、これまでの軽自動車税種別割を軽自動車税として整理をし、環境性能割に係る規定を削除するなど、関係条文の整理を行うものでございます。なお、毎年課税される軽自動車税の基本税率を引き上げるものではありません。

施行期日につきましては、原則として令和8年4月1日でありますが、一部の規定については、附則で定める日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。

◎ 日程 7 番 議案第 39 号 令和 8 年月形町一般会計補正予算（第 2 号）

○ 議長 大釜 登 日程 7 番 議案第 39 号 令和 8 年度月形町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書 57 ページをお開きください。議案第 39 号 令和 8 年度月形町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。第 1 条ですが、補正予算第 2 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,019 万 7,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 8,636 万 5,000 円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、58 ページから 59 ページにかけての第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは事項別にご説明いたします。74 ページをお開きください。最初に、歳出についてでございます。2 款 総務費 1 項 総務管理費 3 目 企画費、補正額 90 万円の増額、説明欄でございますが、まちづくり推進室事業といたしまして、まちづくりアドバイザー業務での増額でございます。本業務につきましては、北海道大学の産学地域協働推進機構の学術コンサルティング制度に基づきまして、まちづくりのアドバイザー業務を委託するものでございます。学術的コンサルティングは、大学や研究機関の教職員、あるいは専門的な研究者が企業や団体の抱える課題に対して、専門知識、データ分析、学術的調査に基づいた助言や指導を行うサービスとなっております。本町におきましても、まちづくり推進室で進めております、主要な公共施設整備計画に係る必要な助言、それから指導を行うサービスとなっております。この必要な助言指導を頂きながら、計画を進めていきたいと考えてございます。予定している教員につきましては、現在、月形デザイン主催のツキビズキャンプにも関わっておられるまちづくりの専門家で、一級建築士でもある方を予定してございます。委託料の算定につきましては、助教授のコンサルティングとして、4 万 5,000 円の月 2 回、10 か月で 90 万円を見込んでございます。

続きまして、8 目 財産管理費、補正額 234 万 3,000 円の増額、説明欄でございますが、公共施設等の解体工事といたしまして、旧中和小学校の教員住宅の解体工事を行うものでございます。

続きまして、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費、補正額297万円の増額、説明欄のとおり、社会保障税番号制度システムの整備事業といたしまして、社会保障税番号制度のシステム改修等に関わる業務でございます。

続きまして、76ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額16万3,000円の増額、説明欄のとおり、障害者地域生活支援給付事業、日中一時支援業務の増額となっております。

続きまして、2目 老人福祉費、補正額96万3,000円の増額でございます。説明欄のとおり、介護保険事業特別会計の繰出金の増額でございます。

続きまして、78ページをお開きください。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額754万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

3目 環境衛生費、補正額74万7,000円の増額、説明欄でございますが、火葬場及び篠津山霊園管理経費として74万7,000円の増額、防犯カメラの保守業務として2万円の増額、備品購入費として防犯カメラの購入でございますが、72万7,000円の増額でございます。本年5月4日未明、篠津山霊園墓地の墓石58基の倒壊被害があったことから、警察当局とも相談をした中で、待合所に屋外防犯カメラ2台を設置し、来訪車両の記録をするとともに、このことによって犯罪等の抑制を図っていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、80ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 4目 農地費、補正額217万8,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、82ページをお開きください。7款 商工費 1項 商工費 3目 ふるさと公園費、補正額682万円の増額、説明欄でございますが、ふるさと公園管理経費、682万円の増額です。消耗品11万円の増額、消耗品につきましては、ふるさと公園から公園周辺の駐車場の看板整備を行うものでございます。皆楽公園周辺駐車場の整備工事671万円の増額でございます。今年度に入りまして、特に連休中、それから週末につきましては、道の駅周辺の来訪車両が増加してございます。多目的アリーナ横の大型車両駐車場にも乗用車が占領している状況となっております。また、通行車両が増えたことによりまして、駐車場周辺を徘徊する車両や違法な路上駐車、さらに、追突事故など、安全面が懸念されるところでございます。また、来訪車両が増えたことによりま

して、近隣住民の不安も増してきていることから、町といたしましては緊急性があると考え、町の北農場倉庫に隣接した敷地約1,000平方メートルを整地し、増加する来訪車両に対応することといたします。新たに駐車場を整備することによりまして、連休や週末はもちろんのこと、夏まつりを初めとする各種イベントにも対応することとして、皆楽公園エリアや周辺住民の安全確保を図ってまいりたいと考えております。整備内容につきましては、土のすき取り、転圧、それから砂利敷き等を予定をしてございます。

続きまして、84ページをお開きください。8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費、財源振替でございます。

4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額983万4,000円の増額です。説明欄でございますが、町営住宅整備事業といたしまして、麻生団地5号棟の解体工事でございます。当初予算で計上いたしましたアスベストの調査結果に基づき、積算を行いまして、解体工事を行うものでございます。

続きまして、86ページをお開きください。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費、補正額78万9,000円の増額、説明欄でございますが、スクールバス運行経費、修繕料といたしまして、現在スクールバスの1台が、バスの可動式のステップの故障がありまして、この交換修理による増額ということになってございます。

続きまして、4項 社会教育費 2目 社会教育施設費、補正額1万6,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

5項 保健体育費 1目 保健体育総務費、補正額1万4,000円の増額です。説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、66ページをお開きください。歳入です。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 衛生費国庫負担金、補正額109万9,000円の減額、説明欄のとおり、国民健康保険基盤安定負担金の課税見込額の変更に伴う減額でございます。

続きまして、2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額297万円の増額、説明欄のとおり、社会保障・税番号制度システムの整備費の補助金の増額でございます。

続きまして、2目 民生費国庫補助金、補正額3万2,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、68ページをお開きください。15款 道支出金 1項 道負担金 2目 衛生費道負担金、補正額471万4,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

2 項 道補助金 2 目 民生費道補助金、補正額 8, 0 0 0 円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

6 目 土木費道補助金、補正額 1 1 8 万 8, 0 0 0 円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして 7 0 ページをお開きください。1 8 款 繰入金 1 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金、補正額 1, 8 3 6 万 1, 0 0 0 円の増額、財源調整でございます。

6 目 ふるさと納税基金繰入金、補正額 7 2 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。先ほど歳出で申し上げました篠津山霊園の防犯カメラ購入に充当することとしてございます。

続きまして 7 2 ページをお開きください。2 1 款 町債 1 項 町債 1 目 総務債、補正額 3 9 0 万円の増額、説明欄でございますが、町有施設の解体事業、麻生団地 5 号棟解体工事に充当するものでございます。

5 目 土木債、補正額 1 2 0 万円の増額、説明欄のとおり、町道新設改良事業補助金の見込額の減による増額でございます。

続きまして、6 0 ページをお開きください。補正予算の第 2 条、地方債の補正でありまして、第 2 表のとおり、1 件の追加、1 件の変更であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

○ 議長 大釜 登 西山 富夫議員。

○ 議員 西山 富夫 8 3 ページ、ふるさと公園管理経費、皆楽公園周辺駐車場整備工事で拡張する場所ですが、これによって車両の駐車は何台ぐらい増える予定でしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 竹内 晶 一般普通乗用車 3 0 台程度を駐車できる見込みで今回整備をしたいと考えております。以上です。

○ 議長 大釜 登 西山 富夫議員。

○ 議員 西山 富夫 私ごとですが、毎日のように温泉に行っておりまして、ホテル利用者と一般の道の駅、日帰り温泉の車が、結構交じり合っていて、例えば温泉宿泊者専用の駐車場を設けるという選択肢はないのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 当初、令和 6 年の 9 月にオープン時は、保養センターに向かって左側を宿泊者の専用駐車場としていたのですが、中々

徹底しきれない状況と、それから道の駅の来訪者も、駐車場を完全に割り切ってるわけではないものですから、やはり停められるということで、今現在は特に宿泊者の駐車場指定はしていませんが、今後、安全面など含めて、協議をしていきたいと思っています。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 西山 富夫 終わります。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 若井 昭二議員。
- 議員 若井 昭二 79ページ、防犯カメラの部分なのですが、新聞でもあったとおり、火葬場の防犯カメラを2台設置するということですが、今後、防犯カメラというのは、今回の火葬場だけで終わるのか、それとも今後またさらに違う部分でも増やしていくのか、聞かせてください。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 関係機関との相談の中で、今の火葬場の待合所周辺をまず駐車場を含めて、カメラ2台を設置するということで、犯罪の抑制効果を狙うという意味もございます。墓地の中の増設というご質問だったかと思いますが、今現在ではこの2台で状況を見て、今後増設するかどうかをその上で、また検討するなり、判断していきたいということになるかと思っています。
- 議長 大釜 登 若井 昭二議員。
- 議員 若井 昭二 説明不足だったかもしれませんが、火葬場への増設ではなくて、月形町全体の施設で見たときに、色々な施設に増設をされるのかということです。今年交差点内での事故もありましたし、今後は一般の防犯カメラを調べてということになると思いますが、町側として、色々な施設へのカバーをしていくのかを聞きたいです。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 町内の主要な公共施設や、道路に関わる場所については、今現在は学校につきましては、防犯カメラを設置して活用しているという状況でございまして、基本的に他の公共施設については防犯カメラの設置はしていないのですが、場合によっては、検討することはあると思いますが、プライバシーの関係もあると思いますし、その設置場所も、慎重に考えていかなければならないなというふうに考えてございまして、昨年、議員が仰るとおり交通事故がありまして、民間のカメラの映像で運転された方の特定ができたという実績もございまして、そういったことも踏まえて、今後、検討していきたいと思っています。

- 議員 若井 昭二 検討していただけるということですが、今後道の駅でも、車が出入りする関係で、当て逃げもないわけではないと思います。他には、体育館にある月形の数少ない宝物である大谷選手のユニフォームですとか、体育館の場合、特にガラスを割ったら入れるので、町としての防犯という部分をもう少し強く考えていただければと思います。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 若井 昭二 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 75ページの中和小学校の教員住宅の解体工事なのですが、解体する住宅の詳細を教えてくださいませんか。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 鈴木 暢 旧中和小学校の教員住宅ということで、国道から見ますと3棟しか見えないのですが、民間譲渡した裏に1棟ございまして、この1棟が約50平方メートル、49.7平方メートルぐらいなのですが、この建物とこれに付随した物置5.4平方メートル程度の面積の撤去工事となります。金額が少し高いというような印象を持たれるかもしれませんが、煙突などにアスベストが含有しているということで、その処理費も含めての予算計上とさせていただいております。以上でございます。
- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 次は79ページ、若井議員の方から防犯カメラの関係がありましたが、このカメラ2台の特徴や機能、例えばスマホから見れるとか、夜間については、赤外線で映すとかあると思うのですが、詳細を教えてくださいませんか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 上葛 隆治 ただいまご質問のありましたカメラの概要がありますが、一応2台設置しまして、撮影距離につきましては、大体20メートルから30メートル程度、顔が識別できるとなると10メートルから15メートルということになるかと思います。おおむねの車両の出入り等は確認できる状況かと思います。撮影の時間は、ずっと回し続ける状態で撮影するというような状況になります。動画の画質にもよりますが、おおむね2週間から1か月程度の記録はできるというふうに考えてございます。仰ったように、赤外線の照明で夜間も撮影可能というような状況になっておりますので、出入りの状況を確認するという部分においては、機能的には大丈夫というふうに考えております。以上

です。

- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。
- 議員 東出 善幸 スマホ等でも閲覧できますか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 上葛 隆治 ネットワーク機能は備えておりませんので、撮り続ける状態で何かあれば現地で確認するというような状況になります。以上です。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 東出 善幸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 75ページ、まちづくり推進室事業についてお伺いをしたいと思います。このまちづくり推進室というのは、町長、副町長が直轄して、企画振興課参事が専従してまちづくりを推進しているという話を聞いております。このたび、北海道大学の教授が来ていただいて、まちづくりを推進していきたいということで、月2回計10か月ほどで90万円のアドバイザー事業、アドバイザーを受けるということではありますが、このまちづくり推進の中には、義務教育学校という専門的なことも入っていると聞いております。その中で、進捗状況などを、各担当課と共有するということはあるのかどうなのか、会議を開いて、進捗状況を話し合うようなことがあるのかないのか、お聞きしたいです。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 進捗状況ということでございますが、これは4月1日に、企画振興課内にまちづくり推進室を設置したわけでございます。それから色々な課題の工夫だとかこれからどのような業務の進め方をしていくかというのをこれまで進めてきてございまして、これまでの事業の進捗状況というのは、先週、役場内の庁議というものがございまして、その中で職員に諮ったところでございます。庁議の中で承認をされた現在、業務を進めているところでございます。この北海道大学のアドバイザー業務につきましては、先ほど申し上げましたとおり、義務教育学校も含めて、町全体の公共施設の在り方、デザイン性も含めて、色々な助言を頂きたいと思います。その中で、計画を策定していきたいという考えで、今回アドバイスを頂くということで考えてございます。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 今の状況で大体理解できましたので、今後進めていただきたいと思います。ただ、義務教育学校についてはなるべく早く

決定しないと進まないような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長 大釜 登 答弁よろしいですか。
- 議員 松田 順一 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ござひませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 今の同じところ、75ページのまちづくり推進事業なのですが、今ご説明頂いたことで、私もある程度は理解したのですが、このアドバイスを頂く内容は、主に公共施設をどうしていくかという点についてアドバイスを頂くということによろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 佐藤 直樹 委託内容なのですが、学術的コンサルティングということで、専門的な知識、他町村の状況、他の町の事例等、広い知見でアドバイスしていただきたひと考えております。また、義務教育学校だけでなく、その先にあるまちづくりについて、現在保育留学等で、若い人たちや色々な方々が興味を持ってくださっておりますので、その先にどうやってまちづくりに繋げていくかということも、アドバイスしていただきたひと考えております。以上です。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 ということは、いわゆるハード事業だけではなくてソフト面でも色々なアドバイスを頂けるということによろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事
- 企画振興課参事 佐藤 直樹 はい、そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 滝口 伸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ござひませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 再度質問して申し訳ありませんが、防犯カメラのところなのですが、私がお聞きしたいのは、防犯カメラは学校には付いているということで、篠津山霊園に今回付けるといふことなのですが、プライバシーだとか個人情報との関係があると思ひます。その情報の管理の仕方、保管も含めて、どのように突き詰められているのかを教えてください。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 上葛 隆治 今回の篠津山霊園の防犯カメラ部分だけにな

りますが、基本的にはハードディスクに保存される形式になってます。そのハードディスクの方はきちんと施錠の掛かるボックスに入れて管理するというような形で考えてございます。以上です。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 担当課としては、住民課ということでしょうか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 上葛 隆治 篠津山霊園の設置管理については住民課で行います。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 設置管理が住民課ということですね。分かりました。ありがとうございます。それで先ほど、半年から1年、保存できると言っていたのですが、情報の保管期間として、何か月などそういうことは決まってるのでしょうか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 上葛 隆治 先ほど申し上げましたのは保存できる時間なのですが、今の容量4テラバイトですと高画質にすると2週間ぐらい、そして画像を少し落とすと1か月程度ということになります。基本的には容量のピークを迎えると、古いものから上書きしていく形になりますので、保存期間というよりは、常時一定の部分だけを保存していくということでご理解頂ければと思います。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。85ページですが、麻生団地5号棟解体工事ということで今回上がっているわけですが、予算のときにあやめ団地とか、北農場団地についても、アスベストの含有事前調査を実施したということなのですが、その絡みでいうと、今後、あやめ団地、北農場団地についても解体工事が行われる予定であるのかどうかということをお聞かせください。
- 議長 大釜 登 農林建設課長。
- 農林建設課長 村瀬 潤一 ただいまのご質問ですが、あやめ団地に関しては、現在、外壁塗装工事を行っておりますので、その工事を行うためのアスベスト調査でございます。それから北農場団地につきましては、議員の仰るとおり、今後解体の予定があります。現在はまだ入居者がおりますので、退去後は解体する予定で計画しております。以上です。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 75ページ、まちづくりアドバイザーについて

業務内容をお聞きしたいのだけれど、先ほど皆さんが質問して大体のことは分かったのですが、義務教育学校は、月形町で今急いでいると思うのですが、その辺も含めて月2回にして10か月、これを目途にして建てるというような、前向きな方向に進もうとしているのか、それとも、そこでまだ意見だけ求めて、それを一つの資料として内部でまた検討しようとしているのか、どういう意味合いを持って委託してるのか、それをお聞きしたい。

それともう1点は、現在参事1人で対応してると思うのだけれども、実際月形町のこれだけのボリュームを、1人の人間が対応できるというようなレベルでないはずなのに、あまり踏み込んだら人事のことになってしまうから言いたくはないのですが、何か先延ばししようというようなことが、読み取れるのですが、前向きに本当にまちづくりをしようとして考えているのかどうか、町長に確認したい。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 前向きに、検討を進めておりますので、逐次報告をさせていただきたいと思います。

○ 議長 大釜 登 金子 廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 答えはシンプルに多分そうなると思うので、今副町長が一生懸命発言しているから、私が確認したいのは、この建物を特に義務教育学校についてはもう何年も前から話をしていて、延ばし延ばし、我々の意見もかなり議会からも出してるはずなのですが、一つもそれが反映されない。でも最終的にやはり金額の問題になってくるから、最後はどうしても身の丈に合ったことをしなければならないという答えになってしまうのだけれども、ただ如何せん今回も私の一般質問で、推進室を立ち上げてそこでしっかり協議して行くと町長が答弁されていた。確かに推進室は立ち上がったが、我々が見ても一般町民から見ても、それが本当に機能するのかと、本当にまちづくりを考えてその趣旨で作ったのかという疑問が持たれるような配置ではないのか。私が言いたいのは、皆さんでもっと横の連携を持ってやれば、もっともっと良い案が出てくるはずなのに、良い意見が出てくるはずなのに、何かどこかで特化して、こだわりを持っているようなそのような見え方がしてくるのと、町長自身よく理解していないという面が多々見える。前向きにやるという話を町長はされますが、町長の発言というのは本当に重たいものなので、町長自らが、こんなに長々やるものではないと、早急に子どものことを考えたらまず第一優先はここだろうと、そういう気概を見せることによって、当然職員もそういう思いで動くと思うのですが、今色々な議

員から質問があつて答弁を聞いてると、その場しのぎの言葉で、前向きな言葉が一つも感じられない。偉い先生から指導や助言をもらうなどして、確かに一定の答えは出るかもしれないが、それが結論を出すわけではない。あくまでも結論を出すのはやはり職員であり、町長であり、その辺がやはり固い決意を持っていないと、30億、40億の金額で終わるのならまだ良いのだけれども、その他にもまだやらなければならないことが沢山控えている。それをただ後に持っていかれると、何もできない姿になってしまう。その辺を非常に危惧するのだけれども、その辺を含めて、町長にもう1回お聞きします。本当に、どのようにこの月形町の将来を考えているのか。職員1人とそこに偉い先生が来て、問題点を探り出して、それで前向きに議論したからといって、答えになるのかどうか。町長自らとして、義務教育学校だけでも、いつまでにしっかりと姿にしたいのだという思いが、あるのかないのか。町長の任期もそんなに長くあるわけではないので、もう少し町民が納得するような発信をしてもらわないと、ただ長期的に金が掛かる、資材高騰だと先延ばしにするのではなくて、もう一度町長に、本心と気構えをお聞かせ願いたい。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 まちづくり推進室は本当に一生懸命やってくれていますし、今日この後の全員協議会でも報告をさせていただきます。必ず今議員が仰るようなことにならないように、しっかりと実施をするということで、回答させていただきます。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

○ 議員 金子 廣司 はい。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前10時58分休憩）

○ 議長 大釜 登 会議を再開いたします。（午前11時10分再開）

◎ 日程 8 番 議案第 4 4 号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程 9 番 議案第 4 0 号 令和 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○ 議長 大釜 登 日程 8 番 議案第 4 4 号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程 9 番 議案第 4 0 号 令和 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書 1 4 7 ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第 4 4 号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。国民健康保険事業における保険税率等につきましては、例年、課税標準額が把握できるこの時期に、北海道から決定通知のありました保険事業費納付金額や標準保険料率等を勘案して見直しを行っております。令和 8 年度につきましては、物価高騰等による生活への影響を考慮し、極力加入者の負担を抑制する考えに立って、保険税率等の見直しを行い、そのことにより見込まれる財源不足については、加入者への負担還元の観点から、国保財政調整基金を活用することとしたところであります。なお、本案につきましては、月形町国民健康保険事業運営協議会にお諮りをし、令和 8 年 5 月 1 9 日に、妥当であるとの答申を頂いているものでございます。条例の改正内容、税率等の見直しの内容についてでございますが、配付させていただいております議案第 4 4 号 説明資料をご覧頂き、説明を申し上げます。この資料の黄色の着色箇所が改正後のものでございます。まず、表の 1 列目、軽減非該当（本則額等）の欄についてご説明をいたします。初めに、医療給付費分であります。所得割率を 6. 4 0 % から 4. 5 0 % に、均等割額を 2 万 5, 8 0 0 円から 1 万 5, 6 0 0 円に、未就学児分の追加軽減額を 1 万 2, 9 0 0 円から 7, 8 0 0 円に、平等割額を 2 万 6, 1 0 0 円から 1 万 5, 4 0 0 円に改めるものであります。また、特定世帯の平等割額を 1 万 3, 0 5 0 円から 7, 7 0 0 円に、特定継続世帯の平等割額を 1 万 9, 5 7 5 円から 1 万 1, 5 5 0 円に改めるものであります。課税限度額につきましては、6 6 万円から 6 7 万円に引き上げるものであります。

次に、後期高齢者支援金分であります。所得割率を 2. 2 0 % から 1. 4 0 % に、均等割額を 9, 5 0 0 円から 5, 5 0 0 円に、未就学児分の追加軽減額を 4, 7 5 0 円から 2, 7 5 0 円に、平等割額を 9, 6 0 0

円から5,400円に改めるものであります。また、特定世帯の平等割額を4,800円から2,700円に、特定継続世帯の平等割額を7,200円から4,050円に改めるものであります。課税限度額につきましては、26万円に変更ありません。

次に、介護納付金分であります。所得割率を1.60%から1.20%に、均等割額を9,200円から5,500円に、平等割額を7,300円から4,300円に改めるものであります。課税限度額につきましては、17万円に変更ありません。次に、子ども・子育て支援納付金分であります。新たに、子ども・子育て支援納付金分を設け、所得割率を0.29%、均等割額を1,000円、未就学児分の追加軽減額を500円、18歳以上加算額を100円、平等割額を1,000円とするものであります。また、特定世帯の平等割額を500円、特定継続世帯の平等割額を750円とするものであります。課税限度額につきましては3万円とするものであります。

次に、7割軽減額、5割軽減額、2割軽減額についてであります。均等割額、平等割額及び18歳以上加算額について、それぞれの軽減割合により減額する額を、資料記載の改正後の額に改めるものであります。また、未就学児分の追加軽減につきましては、低所得軽減を適用した後の均等割額について、さらに減額するものであります。なお、子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、被保険者1人につき1,000円であり、18歳以上被保険者には100円を加算し、合計1,100円となります。18歳未満被保険者については、当該均等割額を減額するため、最終的な負担は生じないものであります。次に、軽減判定所得基準額の改正であります。7割軽減につきましては、43万円に、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算する基準で変更ございません。5割軽減につきましては、被保険者数等に乗じる額を30万5,000円から31万円に、2割軽減につきましては、被保険者数等に乗じる額を56万円から57万円に改めるものであります。また、産前産後期間に係る減額については、各課税区分において、出産する被保険者本人に係る所得割額、均等割額及び18歳以上加算額を対象月数分で減額するものであります。資料による説明は以上です。今ほど説明申し上げました保険税率等の改正を元にした試算では、令和8年度の保険税の減額は、令和7年度と比較して、平均で1人当たりでは1万8,507円ほどの減額。また、1世帯当たりでは2万6,611円ほどの減額となります。議案書に戻っていただきまして、153ページでございます。附則の施行期日と経過措置であります。この条例は、

公布の日から施行し、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用するものであります。また、経過措置といたしまして、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、従前の例によるものであります。なお、この関連の予算につきましては、議題となりました議案第40号 令和8年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）で、ご審議を頂くものであります。

続きまして、議案書の89ページをお開きください。議案第40号 令和8年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億412万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、90ページから91ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。例年、国民健康保険事業特別会計の予算は、保険税額の算定基礎となる、所得割、課税標準額が出されていないため、概算により予算編成をしており、保険税率等の見直しは、第2回議会定例会に向けて行ってございます。このようなことから、先ほどの議案第44号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてにおいてご説明申し上げましたとおり、令和8年度における保険税率等の改正に係る考えをもとに、保険税額を見直し、減額するとともに、代替財源として、財政調整基金からの繰入金を増額するなどの予算の補正をさせていただくものでございます。

それでは、102ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額26万4,000円の増額です。説明欄ですが、一般管理費といたしまして、日本行政区画便覧データファイルの利用料となっております。

続きまして、104ページをお開きください。3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、補正額0円、財源振替でございます。

2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、補正額0円、財源振替でございます。

3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、補正額0円、財源振替でございます。

4 項 子ども・子育て支援納付金分 1 目 子ども・子育て支援納付金分、補正額 0 円、財源振替でございます。

続きまして、98 ページをお開きください。歳入です。1 款 国民健康保険税 1 項 国民健康保険税 1 目 国民健康保険税、補正額 6 4 0 万 4, 0 0 0 円の増額、医療給付費分現年課税分 8 6 万 6, 0 0 0 円の増額、後期高齢者支援金分現年課税分 1 4 8 万 6, 0 0 0 円の増額、介護納付金分現年課税分 1 2 9 万 1, 0 0 0 円の増額、子ども・子育て支援納付金分現年課税分 2 7 6 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、100 ページをお開きください。6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金、補正額 7 5 4 万円の減額、説明欄のとおりでございますが、課税見込額の変更に伴う減額でございます。

続きまして、2 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金、補正額 1 4 0 万円の増額、課税見込額の変更に伴う増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございますか。

○ 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 国保のことを聞くに当たって自分も現職のときにここを担当してしまして、長いという部分があるのですが、もう退職してしばらく経ちますので、国保の知識については一切ございませんので、改めて教えてほしいと思います。まず、今回の令和 8 年度の課税するに当たって、所得割、それと応能益、すごく下げているということは、国保の加入者にとっては大変うれしい限りでありますし、先ほど言った 1 人当たりの保険税、結構な額が下がっていると思います。私が担当したときは、あまり下げるといことはなかったと思うのですが、本当に何回も言いますが、被保険者に対しては大変うれしい限りです。これによって、基金の残高、それと将来的に保険税が北海道で一本化されるに当たって、これで近づいていくのかどうかまず教えてください。

○ 議長 大釜 登 住民課長。

○ 住民課長 上葛 隆治 今ほどの関係ですが、基金の残高が、実際に令和 7 年度末で 7, 7 6 0 万円ほどを予定してます。それで実際に、去年と同じ税率で行いますと、2, 0 0 0 万円程度積み増しになるような状況です。ですので話の順番としましては、基金自体は減少して令和 12 年の北海道の統一保険料に向けて、月形町の規模でいきますと、大体 2, 0 0 0 万円から 3, 0 0 0 万円あれば基金としてはやりくりできるという状況になっています。その中で基金を今の状況で積み増しすると

いうことは活用方法がなくなりますので、基金を活用した保険料を下げるということは12年からできませんので、それまでにある程度基金を下げるという必要がございます。そういうことを考えると、やはり通常では率を下げるということは想定できませんが、基金をこのまま置いておいて無駄にするよりは、被保険者に還元をして、保険税率を下げて基金をなるべく使う方向で考えています。令和8年度は、令和7年の所得を元にして計算しますが、令和7年は所得が増えてます。農業でいくと1.4倍程度、その他の住民でも1.2倍程度増えています。ですのでまともに計算すると、先ほどのような額の上がりということになりますので、これをいかに抑えて基金を使えるかということを考えてときには、税率を下げて、令和8年度については基金は最低限積まないというような考え方の下に税率を設定して保険料を下げてございます。次年度以降についてもこの7,760万円、これをどれぐらい下げていけるかというのは、課税の金額、もしくは全体の保険税で、かなり変わりますが、令和9年、10年、11年と3年ぐらいしかありませんので、この期間の中で基金を下げていくというのはかなり難しい部分がありますが、その中でもできる限り還元できるように税率を下げた中で調整をしていきたいということで考えてございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 本当に思い切った英断をしていただいたと思います。結局は、国保の加入者も少なくなっているという部分と、それと医療費給付費も、それに伴って下がっている。そして先ほど、課長が説明された農業所得が上がっているという部分で税金も補正で増額してると思いますが、そういうことでまずよろしいでしょうか。

○ 議長 大釜 登 住民課長。

○ 住民課長 上葛 隆治 今議員の仰るとおりです。全体的な傾向としてはその流れで間違いありません。加入者は減少しています。そして、医療費の方は、北海道全体の医療費を各市町村で按分するものですから、北海道全体の人数が減れば、必然的に医療費は減る傾向にあります。そして、農業所得部分については見通せない部分がありますので、今後どうなるかというのは分かりませんが、全体傾向としては加入者が減り、医療費は減っていくというような状況にはあると思います。ただ今時点の話ですので色々な情勢の中で、どういうふうになるかというのは見込めない状況ですが、全体的な傾向としましては仰るとおりかと思います。

○ 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 以前に説明を受けたときには、国保加入者の病気

にならないようにするための、健康教育に基金を使うんだというようなことを聞いたことがあります。また今、住民課長が言ったように3年間というこの中で、約2,000万円まで基金を下げるという部分については、何か方策といいますか、考えをお持ちなのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 住民課長。

○ 住民課長 上葛 隆治 方策等を言いますより、基金をまず積まないということが大前提ですので、思い切って本当はもっと下げればいいのかもかもしれませんが、ただ実際令和12年度になったときには北海道の標準保険料率になりますので、そのときに本当に一気に上がるという格差も出ます。ですのでこのバランスというのは非常に難しい状況になります。ただその中においても、住民の方が納得できるような割合で一定程度還元し、一定のところまで基金を抑制するという方向性をぎりぎりのラインの中で試算していくというような形になろうかと思います。ですので、この後基金がどれぐらいなくなっていくか、見込みどおりなくならなかった場合保健教育に使っていくことの想定につきましては、まず基金を最大限努力して活用していくというところで考えてございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 大体分かりました。今言われた統一保険料のときに、本町の国保税が上がるというふうに今言われましたが、自分が思ってたのは、もう10年前の話ですが、統一保険料の時には下がるのではないかというような情報があったのですが、やはり時代なのか、国保の状況が変わったから上がる見込みということで良いのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 住民課長。

○ 住民課長 上葛 隆治 当時の試算はそのような流れだったのかと思いますが、やはり基金がある程度余力があるということで、税率を下げています。今回に当たっては北海道の標準保険料率の60%まで下げていますので、そういう意味では前と情勢が違うのではないかと思います。ですので一旦かなり下げた中で、下げた状態から見ると上がっていくというような感覚にはなっていくというように思います。ですのでやはり、下がっていくというよりは、今の基金の活用に当たって一旦下がっているという認識をお持ち頂ければと思います。以上です。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

○ 議員 東出 善幸 はい。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 聞きたかったことをほぼ東出議員が聞いていた
いたので、良いのですが、令和１２年の統一保険料になったときに、最
後６０％まで下げているというふうに言われたのですが、イメージとし
ては、令和１２年になりましたら、その４０％分を埋める形で、我々は
払わなければいけないということになるのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 住民課長。

○ 住民課長 上葛 隆治 おっしゃるとおりになります。今基金活用の
ために、６０％所得割も平等割も均等割も下げてますので、このまま例
えばスライドして令和１２年まで一定して基金をぎりぎりまで使ったと
すれば、１２年の標準保険料につきましては４０％分の上乗せでそれが
標準ということになります。以上です。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

○ 議員 滝口 伸 はい、分かりました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「異議なし」の声
あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第４４号及び議案第４０号は、原案のとおり可決
することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議
なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するこ
とに決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前１１時３２分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 １時３０分再開）

◎ 日程１０番 議案第４１号 令和８年度月形町介護保険事業特別会計
補正予算（第１号）

○ 議長 大釜 登 日程１０番 議案第４１号 令和８年度月形町介
護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書１０７ページをお開きください。議案第
４１号 令和８年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）に

ついて、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,017万8,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、108ページから109ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、126ページをお開きください。歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額105万6,000円の増額、説明欄ですが、介護保険システム改修業務、法改正による改修業務となっております。

128ページをお開きください。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 4目 居宅介護住宅改修費、補正額15万円の増額、説明欄ですが、居宅介護住宅改修費の利用者の増加によるものでございます。

130ページをお開きください。3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額7万7,000円の増額、説明欄でございますが、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費として、期末手当、勤勉手当の増額となっております。職員の昇格に伴う増額でございます。

続きまして、2目 総合相談事業費、補正額30万9,000円の増額、説明欄でございますが、総合相談事業費、30万9,000円の増額でございます。同じく、職員の昇格に伴う増額でございます。

続きまして、3目 任意事業費、補正額16万6,000円の増額、説明欄ですが、任意事業費の補助金として成年後見人の報酬でございます。

続きまして、116ページをお開きください。歳入でございます。4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金、補正額3万円の増額でございます。

続きまして、2項 国庫補助金 2目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額6万3,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

6目 事業費交付金、補正額52万8,000円の増額でございます。

続きまして、118ページをお開きください。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金、補正額4万円の増額です。

120ページをお開きください。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金、補正額1万8,000円の増額です。

2項 道補助金 1目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額3万1,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、122ページをお開きください。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金、補正額1万8,000円の増額でございます。

2目 その他一般会計繰入金、補正額91万4,000円の増額、システム改修費、包括的継続的ケアマネジメント事業総合相談事業でございます。

続きまして、3目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、補正額3万1,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、124ページをお開きください。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額8万5,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 第42号 令和8年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○ 議長 大釜 登 日程11番 議案第42号 令和8年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書133ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第42号 令和8年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。補正予算第2

条、資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部、1款 資本的収入 1項 他会計補助金、217万8,000円増額し、資本的収入の総額を932万9,000円とするものであります。

支出の部、1款 資本的支出 1項 建設改良費、217万8,000円増額し、資本的支出の総額を3,650万5,000円とするものであります。

それでは、事項別に説明いたします。142ページをお開きください。資本的支出です。1款 資本的支出 1項 建設改良費 2目 処理場建設改良費、補正予定額217万8,000円の増額、説明欄でございますが、ポンプ設備等臨時対応工事といたしまして、月形終末処理場の原水ポンプの荒目スクリーン、2台のうち1台の交換工事を行うものでございます。

続きまして、140ページをお開きください。1款 資本的収入 1項 他会計補助金 1目 他会計補助金、補正予定額217万8,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第43号 月形町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程12番 議案第43号 月形町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書145ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第43号 月形町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案

第４３号は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するための印鑑登録原票の調製方法の変更を行うものであります。本町で使用している印鑑登録システムを含む、総合行政システムを国の示す標準仕様書に準拠したシステムに移行し、印鑑登録の運用を国の示す標準仕様書に合わせるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第４３号は、原案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程１３番 議案第４５号 月形町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程１３番 議案第４５号 月形町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書１５５ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第４５号 月形町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第４５号は、令和８年４月１日より特定乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が開始されておりますが、この事業の実施主体は市町村であり、事業の運営基準は、各市町村において条例で定めることとされていることから、本町でも条例を定めるものであります。条例の概要であります。条例の趣旨、一般原則を定めるもののほか、利用定員に関する基準、運営に関する基準、正当な理由のない提供拒否の禁止、対象の子どもと保護者の心身の状況等の把握、相談及び援助、緊急時の対応、運営規程、勤務体制の確保等、虐待等の禁止、苦情解決、事故発

生の防止及び発生時の対応など、運営に関する基準を定めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第４５号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程１４番 議案第４６号 財産の取得について

○ 議長 大釜 登 日程１４番 議案第４６号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 議案書１６９ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第４６号 財産の取得について、ご説明申し上げます。財産の取得につきまして、地方自治法及び関係条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。記としまして、１ 取得の目的は、多機能性滞在拠点施設整備による二地域居住、移住・定住人口の拡大、２ 財産の名称は、トレーラーハウス２棟、３ 財産の規格は、大型トレーラー型、４ 契約の方法は、指名競争入札による契約、５ 取得金額は、４，０７０万円、予算に対する落札率は９９．０６％です。６ 契約の相手方は、樺戸郡月形町字緑町１７６番地１ 笠原管設工業株式会社、代表取締役 小野 幸紀でございます。

以上で説明を終わります。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第４６号は、原案のとおり可決したいと思います。
これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程１５番 同意案第２号～日程２５番同意案第１２号 月形町農業委員会委員の任命について

- 議長 大釜 登 日程１５番 同意案第２号から日程２５番 同意案第１２号までの１１件はいずれも、月形町農業委員会委員の任命についてでありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 町長。

- 町長 上坂 隆一 議案書は１７１ページから１９１ページです。ただいま議題となりました同意案第２号から、同意案第１２号までの１１件を一括してご提案させていただきます。いずれも月形町農業委員会委員の任命について、本議会の同意を求めるものであります。農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律の規定によって、議会の同意を得て任命するものでありまして、任命する委員の数は、月形町農業委員会の定数に関する条例に規定する定数、１１人であります。なお、委員の任期は、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３年間です。

それでは説明申し上げます。同意案第２号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 齋藤武志 *****生まれです。

続きまして議案書１７３ページ、同意案第３号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 石森 誠 *****生まれです。

続きまして、議案書第１７５ページ、同意案第４号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 山崎 琢真 *****生まれです。

続きまして、議案書第１７７ページ、同意案第５号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 黒宮 勝美 *****生まれです。

続きまして、議案書１７９ページ、同意案第６号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 杉浦 幸喜 *****生まれです。

続きまして、議案書１８１ページ、同意案第７号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 伊藤 清輝 *****生まれです。

続きまして、議案書１８３ページ、同意案第８号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として、住所 月形町***** 氏名 瀧澤 剛 *****生まれです。

続きまして、議案書１８５ページ、同意案第９号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 佐藤 達也 *****生まれです。

続きまして、議案書１８７ページ、同意案第１０号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 金山 伸吾 *****生まれです。

続きまして、議案書１８９ページ、同意案第１１号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 伊藤 格 *****生まれです。

続きまして、議案書１９０ページ、同意案第１２号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によって、本議会の同意を求めます。記としまして、住所 月形町***** 氏名 渡邊 隆 *****生まれです。

ただいまご説明申し上げました同意案第２号から同意案第９号までの委員につきましては、個人による推薦の委員であります。同意案第１０号及び第１１号の委員につきましては、団体等による推薦の委員であります。同意案第１２号の委員につきましては応募という形の委員であります。なお、同意案に係る本人の経歴等につきましては、お手元の説明資料、月形町農業委員任命者経歴等のとおりでありまして、その内容の朗読につきましては割愛させていただきます。

以上ご同意頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 大釜 登 ただいま同意案第２号から第１２号までの説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。同意案第２号から第１２号までの月形町農業委員会委員の任命について、採決いたします。この採決は１件ずつ行います。

お諮りします。同意案第２号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第３号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案の原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第４号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第５号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第6号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第7号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案8号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第9号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第10号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第11号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意案第12号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎ 日程26番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度月形町一般会計）

○ 議長 大釜 登 日程26番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度月形町一般会計）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書 193 ページをお開きください。ただいま議題となりました報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。令和 7 年度月形町一般会計において、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づき、翌年度、令和 8 年度に繰り越した経費の額を、同法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。

195 ページをご覧ください。本年 5 月 31 日に調製した令和 7 年度繰越明許費繰越計算書であります。3 款 民生費 2 項 児童福祉費 物価高対応子育て応援手当給付事業 予算額 597 万円 250 万 3,000 円を令和 8 年度に繰越し、同じく、すこやか子育て応援手当給付事業 予算額 560 万円 240 万円を繰越し、4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 デジタル基盤改革支援事業 予算額 896 万 3,000 円 896 万 3,000 円を繰越し、7 款 商工費 1 項 商工費 物価高騰対策地域振興商品券事業 予算額 5,338 万 5,000 円 1,240 万 5,000 円を繰越しすることといたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 質疑なしと認め質疑を終わります。
- 以上で報告第 1 号は、報告済みといたします。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 3 時 08 分休憩）
- 議長 大釜 登 会議を再開いたします。（午後 3 時 09 分再開）

◎日程 27 番 報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

- 議長 大釜 登 日程 27 番 報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書 197 ページをお開きください。ただいま議題となりました報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告させていただきます。なお、内容につきましては、企画振興課 加藤主幹が説明いたしますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

- 議長 大釜 登 企画振興課主幹。
- 企画振興課主幹 加藤 亮 議案書 199 ページをお開きください。
 ただいま議題となりました報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況について、ご報告をいたします。本件は、株式会社月形町振興公社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告をするものです。初めに第 32 期の決算報告書について、ご説明をいたします。
 225 ページをお開きください。令和 7 年度は、保養センターの改修工事が完了後、初めて 1 年間を通じ、全ての施設を運営した年となりました。道の駅の効果については、大きく、夏季のハイシーズンにおいては、多くの観光客に立ち寄っていただき、にぎわいをもたらしていただいたと感じております。
 それでは議案に沿ってご説明をいたします。
 議案に基づき逐条的に説明する。
 以上で月形町振興公社の経営状況についてのご説明、ご報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 どういう解釈をされているのか教えていただきたいのですが、202 ページです。何となくは分かるのですが、1 行目の部分の、各部門が横断的に業務をこなしていくマルチタスク化というのは、具体的にどのようなことをやるということなのでしょう。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 各スタッフが専属専従ではなく、例えばフロント、レストラン、そして施設管理、そういう中で互いに部門間をヘルプし合いながら、幅広い業務を行って、効率よくサービスを展開できるような、そういった体制をとるということで、マルチタスク化という言葉を用いて、横断的な業務をするというところを目指していきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 各部門というのが、前年度言われたサービス部門とレストラン部門に再編するということの部門間の中でのやりくり、これをやるということは、人手の問題なのか、それともその人的な配置の有機的な繋がりで行うのか、その本質のところはどういう意味でやり始めるのか。

- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 現状としましては、やはりこういった事業は、ハイシーズン、オフシーズン、お客様の入り方も、営業体制も大きく異なります。ピーク時に、人員等を合わせていきますと、人件費が過多になってしまう状況も考えられますので、必要最低限で運営できる体制を、まず維持した中で、そこで人手が足りない週末ですとか、連休、そういったところで、人のやりくりを容易にできるような形で、各スタッフが複数の業務をこなせるような体制を徐々に構築していきながら、人員の配置、そして人件費の節減、効率化を図っていきたいと、そういうような考えで体制づくりを少しずつですけれども行っています。ただ、やはり人によっては、専門性を持ってやらなければいけないところもございしますので、そういったところは、完全に複数業務をこなすということは難しいのですけれども、それ以外にも複数、タスクをこなすような形で、体制を整えていくというところで行きますので、サービス課ということで部門は統合しましたけれども、さらにその細かい業務の中で、フロント業務、レストラン業務、施設管理業務と、ときには、総務部からも、こちらサービス課のほうに人を派遣をして、ピーク時、また繁忙期に備えるような体制を整えて業務を進めている、今後も続けていきたいとそういうような形で考えております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 時間短縮や仕事の効率化という面では、色々メリットのある部分だとは思いますが、デメリットも多分あると思います。その部分についてのケアについて、社内教育も含めて考えられているのでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 全ての方が急に他の業務をこなすことは難しい、そういったところでも、ある意味リスクというか、そういったところは難しい部分ではございます。現状としては、今限られた人員でやっている状況から、教育時間に大きな時間を割くということは非常に今難しい状況ですが、無理のない範囲と言ったら現スタッフに怒られるかもしれませんが、現状の体制の中で、慣れてもらいながら、社内の現状をご理解頂きながら、スキルをアップしたり、体制を作っていくというところで、従業員の皆さんには理解を頂きながら、少し時間はまだかかると思いますけれども、そういう体制を作っていきたいというところで、社内でも理解を頂きながら進めているところです。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

- 議員 我妻 耕 新しい取組というか、そういうことなので慎重に、人手を確保するのは非常に難しい時代なので、慎重に進めていただきたいと思います。

次の質問なのですが、同じ202ページの運営方針の部分で、月形町民保養センター及び宿泊施設の部分の目標のところなのですが、下から6行目7行目ぐらいのところに宿泊利用者8,000人を目標にしますと書かれているのですが、令和7年度8,172名の利用者があったと思うのですが、あえて8,000人に抑えたというのは、目標としてはもう少し上を狙っても良いと思ったのですが、抑えた理由というのはあるのでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課長。

- 企画振興課長 竹内 晶 当該資料につきましては、3月の取締役会時に令和8年度の運営方針案ということで、提示をしたところでございます。申し訳ございませんが、年度末、3月の時期に、まだ宿泊見込み確定ができていなかったというところで、おおよそ8,000人という目標を立てさせていただいております。4月の取締役会、そして株主総会でも、ここの部分については、現状以上のものを目指して今年運営していくというところで、説明をさせていただきながら、社内においても、さらに上を目指していくというところは、指示というかこちらの町の立場としても説明させていただいておりますので、これに甘んじることなく、それ以上の収益が上がるような運営をしていただくように、こちらからも指示をしていきたいと思っています。以上です。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

- 議員 我妻 耕 了解しました。

もう一つ見方を教えていただきたいのですが、カノコソウの栽培をしているということで、令和7年度から始まっていると思いますが、今年も実施すると思うのですが、令和7年度、実際に売上げがいくらだったとか、費用がいくらかったというのは、どこの資料を見たらいいのかを教えてください。

- 議長 大釜 登 企画振興課長。

- 企画振興課長 竹内 晶 資料でいきますと、232ページの部門別損益計算書の中、地域振興事業というところでの経費となっております。この部門がカノコソウを取り扱っている部分となりまして、ここについては、生産農家、刑務所も含まれるのですが、そちらで栽培をさせていただいて、出荷そして販売している、そういった収益も含めておりますので、振興公社自主栽培の部分以外の収入も含まれておりますけれども、

薬用作物の収支については、こちらの部門別の地域振興事業の中に含まれております。自社栽培の部分につきましては、昨年度初めて実施しまして、500株からスタートしております。そして、昨年はそれを栽培して、基本的な株分けをして、今年、令和8年度に株を増やして増産するという意味で、公社が栽培した部分については、販売益はないというような形になっておりますので、今期、令和8年度の期から公社栽培分が、薬用作物の原料として、公社の収入というようになってくる計算でおりますので、7年度については、生産のみの形になっております。カノコソウ自体の事業経費については7年度については、地域振興事業の部分の中で計上させていただいております。以上です。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 トマトとともにトマトジュースも月形町での取組の一つなので何とか軌道に乗っていただければと思います。この地域振興事業の中に農家の分も含めてこの中に入ってることで、販売はしていない、販売は令和8年度からということになるということでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 公社のほうで栽培した分の販売は、今期から農家さんに栽培していただいているのは、もう既に数年前から始まっておりますので、令和7年度に栽培出荷していただいた分は、公社のほうで買い取って、製薬会社に販売しておりますので、公社以外の分の販売収入については、この中に一部含まれております。以上です。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 我妻議員の先ほどの組織運営のお話の続きのようになってしまうのですが、202ページ、社員教育のお話をされていたと思うのですが、なかなか人手不足もあり、業務の量も多く、社員教育に少し十分ではないのかというようなイメージで話をされていたと思いますが、私個人的には、やはり非常に多くの方が出入りする施設でもありますし、時代というかそういう時代でもありますので、特に企業などのお話を聞くとやっぱりコンプライアンス研修のようなものに結構な時間と労力を割いているように感じます。やはり振興公社の社員の方たちも、そういう研修を受けるような機会、社員の方、会計年度任用職員のパートみたいな方も含めて、精力を割いていただいて、より良い組織にさせていただくというようなことが必要だと感じているのですが、その点はいかがでしょう。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 竹内 晶 ご指摘のとおり社員教育については、なかなか時間、費用、労力を割いていないのが現状でございます。令和7年度につきましては、接遇研修ということで全社員対象に、お客様へのサービス、また、こういった業務を行う上での心構え等、4時間ほど外部講師を招いて、接遇研修、サービス向上のための研修を実施したところでございます。ご指摘頂いたとおり、やはりコンプライアンスの部分については、非常に重要な部分でございますので、そちらについて今期も何かしらの社員研修の検討は考えてはおります。その中で、コンプライアンス、また接遇も含めて研修内容については、現場の意見も聞きながら、実施できるように計画していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 分かりました。少しずつでもいいので進めていたきたいと思います。

それから203ページ、下から4行目ぐらいの入浴や食事メニューの町民割のことについて書かれているのですが、昨年ぐらいから町民割を始められていると思うのですが、こちらを始めて手応えというか、その辺はどのように感じておられますか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 竹内 晶 これについても昨年、町の方からも、町民利用の促進という一つのテーマを与えた中で、現場の方から、閑散期対策ということで、冬場のお客様が少し減っていくという状況の中で、このサービスを現場の方で進めてもらっております。思っていたほど伸びなかったというのが、私たちの率直な感想でございます。引き続き、やはりこれについてもシーズン問わず、何とか継続していきたいなということを感じております。また、伸びなかった理由としましては、なかなか周知告知がうまくいかなかったというところもございまして、今期は町の広報紙、有料広告部分がございまして、今まで振興公社も一応利益団体でございましたので、そういった広報等に活用する、町のホームページに活用するということは非常に難しかったのですが、町広報紙の扱いが変わりましたので、広告記事を載せるなどして、より町民の目に触れやすいような形をとりながら、やはり収益度外視とは言いませんが、町民の方に利用頂くということが、当該施設の目的でもございますので、そういった努力をしながら、現場のほうで事業を進めさせていただきたいというように考えております。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

- 議員 滝口 伸 分かりました。月形町民保養センターですので、ぜひ町民の方にもっとご利用頂けるように努力していただきたいと思います。

それから、232ページ、令和7年度の決算資料なのですが、下から10行目ぐらい、受託収益（指定管理料）のところなのですが、括弧の指定管理料、令和4年、5年、6年を見てみたのですが、おおむね7,000～8,000万円台、今期令和7年度につきましては、6,000万円を切っている。確かに当期純利益としては、令和7年度は少し赤字にはなっているのですが、指定管理料自体は、少し減らすことができます。まだまだ課題はたくさんあると思うのですが、少しずつ経営改善の兆しはあるというふうに、この決算資料から少し感じたところはあるのですが、その点はいかがでしょう。

- 議長 大釜 登 企画振興課長。

- 企画振興課長 竹内 晶 ご指摘を頂いた指定管理料でございます。令和5年、6年については、温泉の改修事業がございましたので、事業収益が半年ほどずつ見込めないという状況から、体制整備、また雇用継続のこともありまして、一時的に指定管理料が増加せざるを得ないということで、当時も予算もご承認頂いたところでございます。改修後、やはり収益事業として、一定程度の売上げを目標設定した中で、保養センター改良後につきましては、令和6年度から5年間の指定管理契約、その他の野球場等の施設については、令和4年度からの5年契約という中で、今回の指定管理料、今年度の契約については、こういった額となっております。やはり改修リニューアル後に、一定での経営計画を立てた中で、改修も指定管理料を低減させていくというところが大きな目標で行ってきておりますし、集客効果を狙った道の駅整備というのものも、将来的な指定管理料の低減というところを、当時、目標を立てて、事業を進めてきた経緯でございますので、ここについては、大幅に指定管理料が増加しないような形で努力していく必要があるのかなというふうに考えております。来期から温泉以外の部分、野球場、パークゴルフ場については、新たな管理契約の改定の年になりますので、改めてそこは適正な価格を提示しながら、準備を進めて参りたいと思いますし、温泉と公園につきましては、まだ契約年数が当該年度も本年も含めて3年間残っております。決められた、指定管理の中で努力した経営運営をやっていく必要があるかなと思っておりますので、発注者である私たちも、会計の部分を見つめながら、公社の安定運営、経営を進めていくように、注視していきたいと思っております。ただ一方で資材高騰、燃料費高騰等、

当時長期契約を結んだ際と情勢が大きく変わっている状況でございますので、その辺については、経営状況、運営状況と、発注者である町の方で、状況を把握しながら、経営、運営体制について、見守り、注視をして、安定的な運営を実行できるように、進めていきたいというように考えております。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 指定管理料を低減していくためにもリニューアルをして、経営を良くしていくということなのですが、今仰られたように、経費のかかる部分というのは増えてくると、そういう情勢ではあるのは十分分かるのですが、一方で売上げ等伸ばし、利益を伸ばすということも非常に大事だと思います。なかなか色々難しいこともあると思うのですが、例えば売店の物販、ここを伸ばしていくというようなことについては、何か具体的な策のようなものはありませんでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 竹内 晶 収益利益向上のための対策として、先ほど運営方針の中ではご説明し切れなかった部分はあるのですが、売店の部分については昨年度客単価を、計算上理論値ですが、1人当たり927円で行っていました。そこはやはり1,000円を超えるような客単価を目指して、売店商品の充実であったり、オリジナル商品の販売を行うことで、売店収入を上げていこうというようなことは現場とも相談、アイデアを頂きながらやっております。ただ、100%自主開発製品製造というのは非常に難しい状況もございますので、OEMなど、そういったものを活用しながら、少しでもお客様に手に取っていただけるような商品、食べ物以外、アメニティ、グッズも含めてそういったものを増やしていきたいと考えておりますし、既にそういったものを取り組んで準備を進めているということも、公社のほうから報告を頂いております。また町内におきましては、ふるさと活性化特産品の補助事業を活用していただいている町内事業者も、物販コーナー、売店のほうに商品を置いていただいておりますので、そういったものをしっかり販売取扱いをしながら、物販における収益の増を図っていききたいと考えております。また、先ほど食事の面等もございましたので、そういったところも含めて、売上げを少しでも上げていけるような形を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 分かりました。すぐには難しいのかもしれませんが、個人的には物販スペースが少し限られているということが、結構ネ

ックにもなると思いますので、長い目で見て将来の課題として、物販スペースをもう少し広げる、どうやって確保するかは具体的には何も言えないですが、そういうことも考えてみられたらどうかと思います。以上です。

- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 若井 昭二議員。
- 議員 若井 昭二 先ほど滝口議員が言ってたところと重なる部分もあるのですが、203ページ、その他の部分のキッチンカーの出店増強による集客力の向上とありますが、増強による場所というのは、もう決まっているのでしょうか。それと増強によるレストランでの、食品との被りをなくした状態での出店のキッチンカーを考えているのか。そのキッチンカーを増強するに当たって、公社の方で査定というか、何かそういうものを、実施する上でどういうことを基準にするというのが、もう決まってるのか教えてください。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 キッチンカーにつきましては、道の駅開業以来複数の事業者から直接お問合せを頂いております。今、ご指摘頂いたとおり、どういう基準でというのが非常に難しくて、その辺についてはこれまで慎重に検討してきておりました。その中でまずは温泉の方で販売するレストランのメニューですとか、そういったところには重複しないように考慮した内容で出店をするということ。そして場所につきましては、令和6、7年度の夏頃からになるのですが、実証実験という形で、エージェントを介して出店の募集、そして出店者の管理等を行っていただきました。その中で、最終的には、ゆりかご正面玄関の、右横正面でというところが一番集客があるということで、今期からはその場所を出店場所として最大3台という形で、そのエージェントを介して、出店をさせております。出店事業者についても年度当初に、そういったレストランとの重複等を加味しながら、出店者を選定しているところでございます。ただ細かいところまで公社の方では査定はしてありませんが、エージェントの契約の中で、そういったものをしっかり守っていただき、相乗効果が見込めるものということで、実施をしております。町内にキッチンカー事業をやっている方が、商工会の会員の方がおりますので、町内事業者については、優先的に出店できるような体制を取らせております。今期も同様の形でエージェントの方で取りまとめを行いながら、出店事業者、出店日を月ごとで振興公社に把握させ、温泉のほうでも把握させていただき、適正な販売、運営管理をしていくように進め

ているところでございます。場所については、駐車場の形状が特殊なものですから、駐車場の利用者様、そして車両通行等の安全を考慮した中で配置をしていくというところで、現在、温泉の玄関、正面に向かって右側の横の方で配置をして、今期も運営していくという形で考えております。以上です。

○ 議長 大釜 登 若井 昭二議員。

○ 議員 若井 昭二 内容は分かりました。今後、反響によってはキッチンカーの拡大等も含めた上で、閑散期の部分での集客が見られない冬場にもキッチンカーも含めた施設に対しての売上げや集客というのも考えているのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 竹内 晶 昨年度は秋頃までということで、一度10月、11月ぐらいまでの期間で、出店場所をどこにするのが効果があるのか、販売が伸びるのかというところを、実証実験的なものをしながら、まとめたところ です。今期は、場所も含めて一定程度、出店者側にもメリットがあるような内容で事業を進めておりまして、今後冬場にどのような体制が好まれるのか、また出店事業者も、冬が本当に出店が可能なのか、こちらからリクエストしても、事業者の方で、営業していないという場合もございますので、その辺は、現在出店頂いている事業者様や町内事業者も含めて、冬場の体制、閑散期にどういった効果を求めていくかというのは、今期中にも実績を踏まえながら考えていきたいと思っております。ただ現在のハイシーズンのような体制を取るのは非常に難しいのではないかとというのは、エージェントも含めて、我々もそう判断しておりますので、その中で、道の駅のほうで出店頂けるような事業者がいれば、可能な限り受け入れていきたいなと思っております。以上です。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

○ 議員 若井 昭二 はい。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 パークゴルフ場について、常任委員会で把握し、費用対効果については、議員の方からも質問が出されまして、3月に報告した中でも、これについては報告させていただいております。私が高今質問することについて、答えについては担当課ではなくて、町長になるのか、振興公社の社長になると思うのですが、令和8年度の予算を見ましても、収入については61万円、支出については1,300万円と出

ております。今までの常任委員会、また私たち議員活動の中でも聞こえてくる話は、パークゴルフ場の半分をキャンプ場に開放してはどうかという声も私は聞いております。この費用対効果の悪いという部分について、町長も振興公社の社長も、企画振興課も含めて検討されたことがあるのか、キャンプ場という声も、町のほうには届いていないのか。今後どのような形で進むのか、お答えをしていただきたいと思います。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 今おっしゃるとおりパークゴルフ場については、従来から、皆楽公園の施設の中で最も収支の状況が良くなく、経費も一番かかっているような施設でございます。パークゴルフ場につきましては町の体育施設でありますから、町民の健康増進施設としても、重要な位置づけになってる施設であると思います。ただ、振興公社で株式会社としてこの施設をお預かりしているからにはやはり、収支の状況が非常に良くない。従来から、このエリアをキャンプ場にどうなのかという話は出ております。所管が教育委員会ですが、教育施設としての位置づけも考えながら、より踏み込んだ議論を教育委員会と今後、進めていきたいなというふうに考えてございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 ぜひ進めていただきたいと思いますし、大体いつ頃までに、結論を出せるということは、この場で言えるのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 この場では、いつ結論を出すということは申し上げられませんが、今の議員のご意見も参考に、常任委員会的时候にも色々ご意見を頂きましたので、それを踏まえて、早急に進めていきたいと思っております。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

○ 議員 東出 善幸 はい。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 松田 順一議員。

○ 議員 松田 順一 204ページ、(3)の多目的アリーナについての下に表記されている内容の中で、多目的アリーナは町外の団体利用が9割以上を占めており、宿泊施設と連携したスポーツ合宿による利用が多く、温泉や宿泊営業部門に大きく貢献しているというふうに書いてあります。それで、210ページの第33期令和8年度事業予算の中で、温泉ホテルの今年度の予定額を見ますと、4,451万2,000円で、前期の予定額が3,412万5,000円ということになっていて、1,

000万以上の売上げが増加されるというふうに予定されていますが、やっぱり団体利用の確保の方が多いいということと、宿泊部門はあまり改修してこなかったというふうにあっても、宿泊部門として宿泊施設として問題がないのか、それとも要求があるのか。それから宿泊部門についての考え方ということについてお聞きしたいと思います。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 竹内 晶 まず、多目的アリーナとの関連性でございます。運営方針にも書かせていただいたとおり、冬季間については温泉入浴、宿泊のお客様についても、やはり落ち込んでいく時期になってきております。ただその中でこういった方針等を書かせて頂いているのは、やはり冬期間、まず多目的アリーナの土日週末が、朝9時から夜9時まで、ほぼ稼働するという状況です。札幌近郊もそうなのですが、道内各地から、少年野球等の団体様にご利用頂いている、そういった実態でございます。そういった方々は、基本的には宿泊合宿を基本にお泊まり頂いて、複数のチームでアリーナを利用頂くというような状況から、やはり一度団体が来ますと、20人、30人というお客様の団体でございます。そういったところは冬季の閑散期における客室、宿泊収入としては非常に大きな部分となっておりますので、アリーナについては、単体では非常に厳しい状況なんですけれども、他の施設への波及効果も大きいというところで、振興公社としてはそういった評価をしております。そして事業予算の温泉ホテル1,000万円ほど増額させていただいておりますけども、令和7年度の決算状況を鑑みまして、それに含め、合わせた中で、今回の予算措置を計上させていただいておりますので、アリーナ集客に関連する宿泊増も含まれておりますが、前年度までの実績を含めた中で予算措置をさせていただいているのと、昨年8月以降、宿泊料金も若干上げさせていただいておりますので、そういったところも加味した中で予算増というところで見込んでおります。また、はな工房の客室のご指摘ですけれども、大規模改修は、空調関係のみとなっております。客室については手をつけていない状況で、やはり施設について、リクエストは多々ございますのは、こちらでも把握しております。改修が終わってフルで稼働したのが1年、今年2年となりますので、今後は、古い客室について、例えば細かいところだとカーテンの取り替えですとか、床、そういったところの修繕補修を計画的にやっていく必要があるというふうに思っておりますので、それについては、受託事業者の振興公社、所管であります私たち企画振興課と連携協議を図りながら、順次、計画的な改修を進めていく必要があるというふうに考えてお

ります。ただ、具体的にいつ何をするということはまだ決まっておりますが、その必要性は非常に感じているというところで、今の運営状況を見ながら適時進めさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

(東出議員 午後 3 時 0 1 分退室)

- 議長 大釜 登 よろしいでしょうか
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 内容等は大体みんな質問したし、答弁も聞いたので、昨年度はレストランとか保養センター含めて、2, 200 万円ぐらい赤字になっているが、今年度に向けて、先ほど課長の方から大分改善策も説明されたから大体のことは理解したし、それなりにうまくいってほしいと思って応援はするが、令和 7 年度の赤字を、今年度の期でどこまで目標にしているのか、少し参考のためにお聞きしたい。細かい説明は要らないので、数字だけで良いのでお聞きしたい。

(東出議員 午後 3 時 0 3 分入室)

- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 令和 7 年度の決算でございます。レストラン部門でいきますと収支については、約マイナス 180 万円ほどでございました。令和 7 年度決算については、令和 8 年度の予算上でございますけれども、レストラン部門の収支でいくと、150 万円ほどのマイナスという形で予算計上を進めさせていただいております。これについても昨年度の売上げですとか、売上げの商品原価、そういったものを含めておりますので、予算立てとしては、大変申し訳ないですけれども、マイナス計上しております。ただ、宿泊部門等との連携、プラスマイナスを含めて、会社全体としての収益増を図る中で考えておりますが、単体としては、令和 7、8 年度については、約 150 万円のマイナスというような予算立てで、今期スタートさせていただいております。以上です。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 質問の仕方が悪かったかもしれないが、2, 200 万円の赤字なので、令和 8 年度はどのぐらいまで走り、これを全部圧縮できるという説明でとらえて良いのか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 竹内 晶 2, 000万円台の赤字については、令和6年度は多分そのくらいの決算だったかと思いますが、今回の資料の令和7年度決算では、約180万円ほどの数値となっております、令和6年度は開業半年でしたので、人件費等が嵩んでおりまして、マイナスが大きかったのですが、資料でいきますと、議案書232ページの部門別損益計算書、こちらが令和7年度の決算となっております、中段から少し下になりますが、⑤番の営業利益というところ、部門別があるのが、ここが令和7年度期の収支というところで、こちらが実質決算としてはマイナス180万円という結果となっております。以上です。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩します。 (15時08分休憩)

○ 議長 大釜 登 会議を再開します。 (15時09分再開)

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 令和7年度の決算を今言われるように、マイナスの決算ということで、令和7年度指定管理を含めた中でのマイナスというのが、当期純利益、11番になると思います。810万620円ということになるかと思いますが、この赤字の解消については、先ほど企画振興課長のほうから、業務の改善の計画を説明をさせていただいたところでございますが、令和7年度についてはトマトジュースの製造がかなり下回ったということで、途中販売休止の期間が4か月ほどありました。このマイナスがかなり大きく響いているというところでございます。それとレストランについても、180万円ほどのマイナスということで、見込んでる数字よりもかなり下回ってるというところでございます。それから、保養センターにつきましても、約2,000万円近くのマイナスということで、先ほどの改善策を着実に進めていくというふうに思っておりますが、令和8年度単年度ではトマトジュースの製造本数の減も引き続き、影響してくるというふうに見込まれますので、2年から3年ほどで、この赤字を何とか解消していきたいというふうに考えてございます。保養センターにつきましても、町民割引、それから町民だけではなく町内の事業所に勤めてる方にも、たくさん利用していただくような形で町民割引を適用させていただくなど、たくさんの方に利用頂くように、色々な方策を組んでいきたいというふうな形で、何とか赤字を縮小していきたいと考えてございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 金子 廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 単純に指定管理料を入れないで収支したら事が赤字になってるから、それをどうやって、令和８年に対しては、どこまで頑張れるのかとただ聞いてるだけで、なぜ聞くかというのと、要するに足りなければ、また町から補填しなければならないのがはっきりしてるのだから、やはり我々もオープンさせた以上、それだけの覚悟を持たなければならない。だからあえて、直接聞いてるだけの話であって、そんな細かい話は言わなくて良い。それと、先ほど竹内課長の回答の中であつた人づくりの話を、課長が大分知ってたと思うのだが、今の温泉の体制の中で、率直に聞くのだけれども、人づくりができるというふうに思ってるのかどうか課長に聞きたい。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課課長 竹内 晶 現体制社員従業員でございますが、現状としましては、それぞれの受持ちのところではしっかりやっていますというふうには、一定程度評価していますが、まだまだサービス向上をしていただくために、各職務にしっかりと従事して頂きたいなというところも反面は思っております。その中で、私も今年４月から企画振興課に来ていますが、専務という立場で不定期になりますけれども、現場に入って、定期的な会議をしながら、現場の人間とも話をしております。やはり人の手当てなどが、まだ十分じゃないというところから、現場の不満というか、なかなかもどかしいという意見も聞いていますので、その辺は改善を図りながら、現場の方でサービス向上に努めていただきたいと思いますし、会社一丸となって１００％同じ方向を向いてというのは、まだまだこれから教育も含めて意識改革も含めて実施していく必要があるというふうに思っていますし、全くその人づくりができないというふうには、断定はしておりませんが、そこにはまだ時間が掛かるというところと、反面は非常に難しいというところがありますので、その辺をどのように強力にてこ入れしていくのがいいのか、長い目で見ていくのかというところは正直、個人、担当課長としては悩んでいるところではありますが、可能な限り現有勢力、現有人員の中で、体制整備を図りながら、時には血を入れ替えながらということも必要ではないかというふうに思っておりますが、ただ人手不足という状況の中で、まずは現体制を維持していくというところに注力せざるを得ないというのが、私の立場での現状でございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 金子 廣司議員。

- 議員 金子 廣司 説明はありがたいが、率直に聞きます。もう細々聞くのは嫌なので、温泉でのマネジャーの扱いというのはどういう位置づけになっているか教えてほしい。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 現在のマネジャーについては、地域プロジェクトマネジャーという部分もございますので、先ほどご指摘もありました温泉の売店ですとか、あと特に宿泊の販売、インターネット販売ですとか、予約の管理も含めて、そういったところでの、裏方に近い方、また販売促進というところで、色々な事業者とのやりとりを中心に業務を行っていただいております。シフトにも当然入っていただいておりますので、フロントサービス、売店サービスの方にも、任務としては当たっていただいているのが現状でございます。以上です。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 それでは、現場の仕切りは、マネジャーが仕切ってるというふうに考えていいのか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 竹内 晶 温浴部分、宿泊も含めて統括するのは、現在の支配人が最終的な現場の責任者という形で、もう1名、マネジャーという形で配置したのが、先ほど説明した任務となっております。営繕部門の最終統括としましては、現在の支配人が現場の責任者というところで配置をしているのが現状です。以上です。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 金子 廣司 了解。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第2号は報告済みといたします。

- 議長 大釜 登 暫時休憩をいたします。（午後 3時16分休憩）
- 議長 大釜 登 会議を再開いたします。（午後 3時25分再開）

- ◎ 日程28番 意見案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書の提出について

- 議長 大釜 登 日程 28 番 意見案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 東出 善幸議員。

- 議員 東出 善幸 意見案第 2 号をご覧願います。意見案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書の提出についてであります。地方自治法第 99 条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和 8 年 6 月 3 日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 我妻 耕議員、同じく松田 順一議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案の要旨を説明します。本道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っております。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや、道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

記といたしまして、1 つ目は、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2 つ目は、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI 技術や ICT 等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第2号の提案の要旨の説明をさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りします。意見案第2号は、原案のとおり提出することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程29番 意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書の提出について

- 議長 大釜 登 日程29番 意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 意見案第3号をご覧ください。意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和8年6月3日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 松田順一議員、同じく東出 善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案の要旨を説明します。今、地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D Xの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。物価高騰の資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、国に対し次の事項を求めるものです。

1 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって、地方の公共サービスに

格差が生じないように、これらを支える人材の確保に必要な人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 公立病院の8割が赤字と言われる中、人口減少が進む本町では、公立病院が地域医療の要であることから、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。

3 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた、自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

4 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財政確保に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲などを行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

5 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合には、確実にその補填を行うこと。

6 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。

7 地方公共サービスを担う人材の確保のため、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

8 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証、運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9 地域活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こ

ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

11 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第3号の提案の要旨の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りします。意見案第3号は原案のとおり提出することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程30番 会議案第4号 議員派遣について

○ 議長 大釜 登 日程30番 会議案第4号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和8年第2回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時39分閉会）